

□ バリアフリー法施行状況検討会の検討結果について

国土交通省

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆるバリアフリー法）が施行され、昨年12月に施行後5年を迎えました。

バリアフリー法の附則では、施行後5年を経過した場合において、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。

これを受け、国土交通省では、バリアフリー法の施行状況について具体的な課題や求められる対策の検討を行うため、「全国バリアフリーネットワーク会議」の下、本年2月、バリアフリー法施行状況検討会を設置し、全日本駐車協会も施設設置管理者団体の一員として、同ネットワーク会議に引き続き参画、これまで6回検討会を開催し、実務的に検討作業を進めて参りましたが、8月3日に取り纏められた検討結果を「全国バリアフリーネットワーク会議」に報告いたしました。

バリアフリー法において、バリアフリー化の義務を負う対象者には交通事業者等に加え、路外駐車場（特定路外駐車場※1）管理者等、公園管理者等を規定しており、これらの施設について、新設・改良等を行う際には政省令で定めるバリアフリー基準（※2）に適合させる義務付けを行う一方、既存の施設等についてはバリアフリー基準に適合させる努力義務が課されております。

今回の施行状況検討結果によりますと、路外駐車場は、「平成22年までのバリアフリー化整備目標＝約40%」に対し、平成22年度末現在、目標を上回る約45%の整備率を達成しております。

なお、検討結果の報告書本文等詳細につきましては、国土交通省ホームページ内の以下アドレスに掲載されておりますので、ご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_000021.html

※お問合せ先：国土交通省総合政策局安心生活政策課

電話：03-5253-8111（内線24-215、25-503）

※1 特定路外駐車場

- ・バリアフリー法によりバリアフリー化整備が求められる駐車場は、「特定路外駐車場」と定義され、公共駐車場で500㎡以上の駐車スペースを有し、かつ駐車料金を徴収するもので、道路・公園・建築物に附属するものを除く施設で、新設のものとされております。

※2 路外駐車場移動等円滑化基準（バリアフリー法第11条に基づく省令）

- ・幅3.5m以上である、車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。（200台以下：2%以上、200台超：1%+2）
 - ・車いす使用者用駐車施設であることの表示をすること。
- 他に、ガイドラインとして、車いす使用者用駐車施設の位置、出入口迄の経路、後部通路幅、構造（段差のないこと、滑りにくい床面等）、国際シンボルマークの表示等の望ましい整備内容が定められております。

以上